



公益社団法人幡多法人会 税制改正研修会のご案内

# 『 相続税入門 』

～改正相続税を中心として～

平成27年から遺産に係る基礎控除額が引き下げられる等、相続税等が大幅に改正されております。相続税等の税制改正のあらましについて相続税や事業承継を控えておられる方はもちろんの事、今まで相続税とは縁がないと思われていた方も下記のとおり研修会を開催致しますので是非ご参加ください。



【講師】 種田 安秀 (たねだ やすひで) 税理士

種田安秀税理士事務所

[日 時] **平成27年12月9日(水) 午後1時30分～午後3時30分**

[場 所] **中村商工会館 3F 大会議室**

( 四万十市中村小姓町46 TEL 0880-34-6896 )

[参加料] **無 料**

[申込方法] **参加ご希望の方は、下記申込書をFAXで送信いただくか、郵便にて幡多法人会事務局までお申し込みください。**

<申込先> (公社) 幡多法人会事務局

787-0029 四万十市中村小姓町46 中村商工会館 2F

電話：0880-34-6896 FAX:0880-34-6897

お申込みの場合は切り取らずに送信して下さい。

(公社) 幡多法人会 宛 (FAX 0880-34-6897)

申込期限 **平成27年11月27日(金)**

## 「相続税入門」申込書

所在地	電 話		
	FAX		
会社名	業 種		
受講者 氏 名	1	2	3

※ 申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、今回の研修会のみにご使用いたします。